

点呼支援機器等導入促進助成金交付要綱

令和5年3月15日制定

一般社団法人群馬県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が行う自動点呼に係る支援機器及びシステム等(以下「点呼支援機器等」)の導入促進に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、一般社団法人群馬県トラック協会(以下「県ト協」という。)の定款に定める会員(以下「会員」という。)で、群馬県内の営業所に新たに点呼支援機器を導入・サービス利用開始した中小事業者とする。この場合において、中小事業者とは、中小企業庁の解釈によるものとし、次のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

2 前項の助成対象者は、会費の滞納がないものとする。

(助成対象機器等)

第3条 助成対象となる機器等は、全ト協が指定した対象機器等を導入し、かつ国土交通省に乗務後自動点呼の届出を行ったものを助成対象とする。

2 導入費用には、機器本体価格及びシステム購入費の他、部品や付属品、セットアップなどの費用を含むものとする。なお、消費税は導入費用には含まない。

(助成交付額)

第4条 助成金交付額は、1事業者あたり1台で、対象となる点呼支援機器等の導入費用(契約期間中のサービス利用料を含む)上限100,000円とする。

2 国・地方自治体からの補助金が交付されている場合は、助成対象としない。

(助成期間)

第5条 令和5年度については、令和5年4月1日から令和6年2月2日の間に導入を完了し、支払い等が終了したものとする。

但し、助成期間内であっても予算が終了した場合には、打ち切ることがある。

(助成金の申請)

第6条 助成を受けようとする会員は、様式第1「点呼支援機器等導入促進助成事業助成申請書」(以下「申請書」)により、添付書類とともに令和6年2月9日までに県ト協に申請するものとする。

(助成金の交付)

第7条 県ト協は、前条に定める助成申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請者に対して第4条に定める助成金を交付する。

なお、県ト協は、全ト協に対しその要綱に従い、機器等に対する助成申請の実績報告を行うものとする。

(助成金の返還)

第9条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定をおこなわないものとする。

(財産処分の制限)

第10条 会員は、交付対象の機器を導入の日から起算して、1年間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(管理台帳等の作成、保管)

第11条 県ト協は、本助成に関する管理台帳を作成して、管理、保管するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、県ト協がこれを別に定める。

(附 則)

本要綱は、令和4年4月1日より適用する。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和5年4月1日より適用する。
- 2 改正前の要綱(令和4年3月16日制定)に基づき実施した事業については、なおの従前の例によるものとする。